

## 山口市消防本部定期普通救命講習会実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、山口市消防本部定期普通救命講習会（以下、「定期救命講習」という。）の開催に関する事項を定め、市民に応急手当を普及し、救命率の向上を図ることを目的とする。

### (開催日等)

第2条 定期救命講習は、毎月第3日曜日の午前9時から12時までの間に実施するものとする。

2 開催場所は、山口市中央消防署又は山口市南消防署とし、各月ごと交互に実施するものとする。

3 救急救助課長は、前2項に定める開催日及び開催場所について、特別な事情がある場合には、変更することができるものとする。ただし、変更する場合は、その内容を事前に市民及び申込者に周知しなければならない。

### (受講定員)

第3条 受講定員は、1回の開催につき30名程度とする。

### (講習内容)

第4条 講習内容は、普通救命講習I（別紙1）とする。

### (講習対象者)

第5条 講習対象者は、中学生以上の者とする。

### (申込み)

第6条 受講を希望する者は、申込書（別記様式）により月末までに、消防本部救急救助課に申込みを行なうものとする。

### (受講料)

第7条 受講料は、無料とする。

### (指導員)

第8条 指導員は、山口市の各消防署、各消防出張所及び消防本部の応急手当指導員とする。

2 指導員の人数は、受講者12名に対して1名とする。

3 救急救助課長は、所属長と調整し、講習を行なう指導員を毎月指名するものとする。

### (修了証)

第9条 消防長は、講習修了者に対し、普通救命講習修了証を交付する。

なお、修了証については、講習日の7日後から講習会を実施した消防署で引き渡すものとする。

ただし、郵送を希望する受講者については、「切手・封筒」を持参の上、講習会当日に指導員に提出するものとする。

### 附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年6月5日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成26年7月24日から施行する。

年　月　日

山口市消防長 様

申込者氏名\_\_\_\_\_

応急手当に関する正しい知識及び技術を習得するため、普通救命講習Ⅰの受講を申し込みます。

## 普通救命講習会 受講申込書

ふりがな				性 別
氏 名				男・女
	生年月日	年	月	日
住 所	〒			
連 絡 先				
受講歴等の有無	有・無	修了証番号		

※ 申込者氏名及び太線の部分のみ、ご記入ください。

受 付 欄	備 考